

---

**民法改正だけじゃない！**

**近年の法改正の全貌**

---

—民法・不動産登記法・民事執行法・司法書士法など

**講師レジュメ**

**辰巳法律研究所**

松本 雅典 専任講師

**辰巳法律研究所**



## ■本レジュメに掲載している改正情報

2019 年度以降の試験で新たに出題範囲となる改正

※よって、以下のような改正は未掲載

【2014 年】会社法改正（監査等委員会設置会社の創設など）

【2015 年】商業登記規則改正（本人確認証明書，婚姻前の氏の記録の申出制度の創設）  
不動産登記令改正・商業登記法改正施行（会社法人等番号）

【2016 年】不動産登記法・商業登記法・供託法改正施行（審査請求）  
商業登記規則改正（株主リストの創設）

【2017 年】不動産登記規則改正（法定相続情報証明制度の創設）  
刑法改正（性犯罪の重罰化など）

【2018 年】供託規則（オンラインの代理権限証書・資格証明書の提示の省略）  
商法改正（口語化，一部内容の改正）

### 改正法を学習する意味

改正法≒売上原価

# 民法

## 1 債権法

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日	2020年度向け～
主な改正内容			
I (*)	第1編 民法の世界	※ほとんどなし	
	第2編 総則	①意思能力 ②行為能力 ③物 ④心裡留保 ⑤錯誤 ⑥詐欺 ⑦代理 ⑧無効・取消し ⑨条件 ⑩時効	
II (*)	第3編 物権総論	※ほとんどなし	
	第4編 担保物権	①債権質 ②根抵当権	
III (*)	第5編 債権総論	①法定利率 ②選択債権 ③債務不履行 ④債権者代位権 ⑤詐害行為取消権 ⑥不可分債権 ⑦不可分債務 ⑧連帯債権 ⑨連帯債務 ⑩保証 ⑪債権譲渡 ⑫債務引受	

	⑬弁済 ⑭相殺 ⑮更改
第6編 契約総論	①契約とは？ ②契約の成立 ③同時履行の抗弁権 ④危険負担 ⑤第三者のためにする契約 ⑥契約上の地位の移転 ⑦解除 ⑧定型約款
第7編 契約各論	①贈与 ②売買 ③消費貸借 ④使用貸借 ⑤賃貸借 ⑥請負 ⑦委任 ⑧寄託 ⑨組合
第8編 法定債権関係	①不法行為
第9編 親族	※なし
第10編 相続	※ほとんどなし

\* 『リアリスティック民法』の項目立て

## 2 相続法

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2018年7月6日	2018年7月13日	<b>【原則】2019年7月1日</b> <b>【例外】</b> ①自筆証書遺言の要件の緩和（新民法 968条, 970条2項, 982条） → 2019年1月13日 ②配偶者居住権・配偶者短期居住権（新民法 1028条～1041条） → 2020年4月1日 ③債権法改正の影響のある規定（新民法 998条, 1000条の削除, 1025条ただし書） → 2020年4月1日	<b>【原則】2020年度向け～</b> <b>【例外】</b> ①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～
主な改正内容			
I (* )	第1編 民法の世界	※なし	
	第2編 総則	※なし	
II (* )	第3編 物権総論	①相続と登記	
	第4編 担保物権	※なし	
III (* )	第5編 債権総論	※なし	
	第6編 契約総論	※なし	
	第7編 契約各論	※なし	
	第8編 法定債権関係	※なし	
	第9編 親族	※なし	
	第10編 相続	①指定相続分 ②特別受益 ③遺産分割 ④自筆証書遺言 ⑤遺言執行者	

		⑥配偶者居住権・配偶者短期居住権 ⑦遺留分 ⑧特別の寄与
--	--	------------------------------------

\* 『リアリスティック民法』の項目立て

### 【債権法改正・相続法改正の各科目への影響度】

- ・民法 : 大
- ・不動産登記法 : 小～中
- ・会社法 : わずか
- ・商業登記法 : なし
- ・民事訴訟法 : 小
- ・民事執行法 : わずか
- ・民事保全法 : わずか
- ・供託法 : 小
- ・司法書士法 : なし
- ・刑法 : ごくわずか
- ・憲法 : なし

## 3 特別養子

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	公布の日から1年以内	2020年度向け～ or 2021年度向け～
主な改正内容			
①養子の年齢 (原則) 請求時に15歳未満(新民法817条の5第1項前段) (例外) 以下の2つの要件を充たせば、15歳に達した後でも可(新民法817条の5第2項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・15歳になる前から養親に監護されていた</li> <li>・15歳に達するまでに請求をできなかったやむを得ない事由がある</li> </ul> ※審判確定時に18歳未満である必要あり(新民法817条の5第1項後段) ※15歳以上だと養子の同意要(新民法817条の5第3項)			
②手続の見直し(家事事件手続法, 児童福祉法)			

## 4 成人年齢

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2018年6月13日	2018年6月20日	2022年4月1日	2022年度向け～
主な改正内容			
①未成年者が18歳未満に（新民法4条） ②女の婚姻可能年齢が18歳に（新民法731条） ③上記①②により未成年者の婚姻という概念がなくなる（新民法737条参照） ④上記③により成年擬制という概念がなくなる（新民法753条参照） ⑤養親となれる者は20歳で維持（新民法792条，804条ただし書参照）			

# 不動産登記法

## 1 債権法（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日	2020年度向け～
主な改正・変更内容			
①買戻特約の登記の登記事項（新不登法96条） ②併存的債務引受を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ③免責的債務引受を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ④債務免除を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ⑤更改を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ⑥電子記録債権			

## 2 相続法

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2018年7月6日	2018年7月13日	<b>【原則】2019年7月1日</b> <b>【例外】</b> ①（省略）P4参照 ②配偶者居住権・配偶者短期居住権（新民法1028条～1041条） → 2020年4月1日 ③（省略）P4参照	<b>【原則】2020年度向け～</b> <b>【例外】</b> ①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～
主な改正・変更内容			
①登記できる権利に配偶者居住権が追加 ②遺言執行者の地位 ③特定財産承継遺言（「特定の相続財産を」「特定の相続人に」「相続させる」旨の遺言） ④遺留分減殺を原因とする所有権の移転の登記 ⑤配偶者居住権の登記（利用権の登記）			

## 会社法

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
※2019 年秋の臨時国会に提出予定			2021 年度以降向け～
主な改正内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>①株主総会資料の電子提供制度の新設</li> <li>②株主提案権の制限</li> <li>③取締役の報酬等（適切なインセンティブの付与）</li> <li>④補償契約・役員等のために締結される保険契約</li> <li>⑤業務執行の社外取締役への委託・社外取締役を置くことの義務付け</li> <li>⑥社債管理補助者の制度の新設</li> <li>⑦株式交付の制度の新設</li> <li>⑧議決権行使書面の閲覧等</li> <li>⑨会社の支店所在地における登記の廃止</li> <li>⑩取締役・監査役・執行役の成年被後見人・被保佐人の欠格条項の削除</li> </ul>			

## 民事執行法

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2019年5月10日	2019年5月17日	公布の日から1年以内	2020年度向け～ or 2021年度向け～
主な改正内容			
<p>①債務者財産の開示制度の実効性の向上</p> <p>i 財産開示手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立権者の範囲を拡大（新民執法 197 条 1 項柱書）</li> <li>・罰則を刑事罰に（新民執法 213 条 1 項 5 号， 6 号）</li> </ul> <p>ii 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設（新民執法 204 条～211 条）</p> <p>②不動産競売における暴力団員の買受け防止（新民執法 65 条の 2， 68 条の 4， 71 条 5 号）</p> <p>③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化（新民執法 174 条～176 条）</p> <p>④差押禁止債権の範囲変更の制度の周知（新民執法 145 条 4 項， 155 条 2 項， 159 条 6 項）</p> <p>⑤債権執行事件の終了の規定の新設（新民執法 155 条 5～8 項）</p>			

## 司法書士法

### 1 使命・司法書士法人・懲戒

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2019年6月6日	2019年6月12日	公布の日から 1年6か月以内	2020年度向け～ or 2021年度向け～
主な改正内容			
①司法書士の使命の明記（新司法書法1条） ②司法書士法人の社員が1人でOKに（新司法書法32条1項，44条） ③懲戒手続の適正・合理化 ・懲戒権者が法務大臣に変更（新司法書法47条柱書，48条1項柱書） ・懲戒手続中に清算が終了した司法書士法人への懲戒処分が可能に（新司法書法48条2項） ・戒告処分においても聴聞を保障（新司法書法49条3項） ・懲戒に7年の除斥期間を新設（新司法書法50条の2）			

### 2 欠格事由（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2019年9月14日	2020年度向け～
主な改正内容			
①成年被後見人・被保佐人が欠格事由ではなくなる（新司法書法5条2号） ただし，心身の故障により司法書士の業務を行うことができない場合は，登録を拒否されたり（新司法書法10条1項2号），登録後に登録が取り消されたりすることがある（新司法書法16条1項2号，2項）。			

## 改正との向き合い方

### 1 2019年度の合格確率が高い方

- ①予備校の講座で改正の学習をする
- ②自力で改正の学習をする

### 2 2019年度の合格確率が高いとはいえない方

- ①予備校の基礎講座や中上級講座を受講する
- (②自力で改正の学習をする)

**松本雅典（本公開講座担当講師）**

<b>主な担当講座</b>	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」	
<b>著書</b>	<b>一般書</b>	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	<b>勉強法</b>	『司法書士 5 ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5 ヶ月合格法』（すばる舎）
	<b>テキスト</b>	『司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
<b>記述</b>	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）	
<b>ネットメディア</b>	All About で連載中 <a href="https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/">https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/</a>	
<b>ブログ</b>	司法書士試験超短期合格法研究ブログ <a href="https://sihousyosisikenn.jp/">https://sihousyosisikenn.jp/</a>	
<b>Twitter</b>	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa <a href="https://twitter.com/matumoto_masa">https://twitter.com/matumoto_masa</a>	
<b>Facebook</b>	松本 雅典 <a href="https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7">https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7</a>	

**【近日開催・公開講座】**

- ・ 山田×松本対談「過去問を活用した過去問を繰り返し解かなくても問題が解けるようになる方法」

東京本校            8月3日（土）18:00～19:00

山田先生（行政書士試験講師）

松本（司法書士試験講師）

- ・ 債権法改正・相続法改正対応版『リアリスティック不動産登記法』出版記念講演会

東京本校            8月3日（土）19:30～20:30

松本

あなたの熱意  
辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>